

尾張旭市公園愛護会活動推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置する都市公園等の除草、清掃等の維持管理等の活動を自発的に行う団体（以下「公園愛護会」という。）に対し報償金を交付することにより、公園管理の円滑化を図るとともに、地域住民の公園に対する愛護意識の高揚及び地域住民のコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「都市公園等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 都市公園
- (2) 山辺の散歩道
- (3) 児童遊園
- (4) ちびっ子広場
- (5) 公共広場

(組織)

第3条 公園愛護会の組織は、自治会、町内会、子供会、老人クラブ又は公園周辺の地域住民をもって構成するものとし、10人以上の賛同者があることとする。

(公園愛護会の数)

第4条 公園愛護会は、面積が2ヘクタール以下の都市公園等については、一の都市公園等につき1団体とする。

2 面積が2ヘクタールを超える都市公園等については、活動をする区域を分割し、当該区域につき1団体とする。

(公園愛護会の名称)

第5条 公園愛護会の名称には、必ず都市公園等の名称を用いるものとする。

(活動内容)

第6条 公園愛護会は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 公園内の雑草の除去（草取り及び草刈り）
- (2) 公園内の清掃
- (3) 公園施設の点検及び市への連絡
- (4) 公園愛護思想の普及啓発
- (5) その他目的達成のために必要な活動

(活動の基準)

第7条 前条第1号に規定する活動については、4月から11月までの間に5回以上実施するものとする。

2 前条第2号に規定する活動については、毎月1回以上実施するものとする。

(公園愛護会の設立)

第8条 公園愛護会を設立しようとするときは、公園愛護会設立申請書（第1号様式）に公園愛護会会員名簿（第2号様式）を添えて市長に提出するものとする。

(承認)

第9条 市長は、前条の申請の内容を審査して適当と認めたときは、公園愛護会活動承認書（第3号様式）により承認の通知をするものとする。

(維持管理の方法)

第10条 都市公園又は山辺の散歩道で活動する公園愛護会は、次の各号のいずれかの維持管理方法を選択し、併せて活動計画を策定し、毎年4月に公園愛護会活動計画書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 都市公園又は山辺の散歩道の一部又は全部を清掃し、維持管理する方法（以下「適正維持管理プラン」という。）
- (2) 都市公園又は山辺の散歩道での活動区域を適正に維持管理し、更に公園愛護思想の普及啓発の充実を図る方法（以下「公園活動充実プラン」という。）

2 児童遊園、ちびっ子広場又は公共広場で活動する公園愛護会は、適正維持管理プランを選択し、併せて活動計画を策定し、毎年4月に公園愛護会活動計画書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(報償金の額)

第11条 報償金の額は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

2 年度の途中において承認された公園愛護会、及び年度の途中に解散した公園愛護会に交付する報償金の額は、当該年度における活動の期間を考慮して、市長が定める。

(公園愛護思想の普及啓発に係る報償金)

第12条 公園愛護思想の普及啓発に係る報償金は、次の各号に掲げる費用に充てるものとする。

- (1) 花壇の作成
- (2) 堆肥置場の作成
- (3) 看板の作成
- (4) 手づくり遊具の作成
- (5) 公園を利用したレクリエーション事業
- (6) その他市長が必要と認める公園愛護思想の普及啓発に係る費用

(実績報告)

第13条 公園愛護会は、毎年9月及び3月に公園愛護会活動実績報告書（第5号様式）により、活動実績を市長に報告しなければならない。

(報償金の額の決定)

第14条 市長は、前条の実績の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、次

の各号により報償金の交付額を決定し、公園愛護会活動報償金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(1) 都市公園等の面積割に係る報償金の交付額については、9月に半期分としてそれぞれに定める単価の2分の1の額、3月に半期分としてそれぞれに定める単価の2分の1の額とする。

(2) 公園愛護思想の普及啓発に係る報償金の交付額については、実績により決定する。

（報償金の請求）

第15条 前条の規定により報償金の交付額の決定を受けた者は、市長に公園愛護会活動報償金請求書（第7号様式）を提出し、市長は、この請求に基づき報償金を交付するものとする。

（報償金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、公園愛護会がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により報償金の交付の決定を受けたときは、報償金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（報償金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により報償金の交付の決定を取り消した場合において、既に報償金を交付しているときは、期限を定めて報償金の返還を命ずるものとする。

（承認事項の変更）

第18条 公園愛護会は、第9条の規定により承認された事項に変更が生じたときは、公園愛護会承認事項変更届（第8号様式）により、速やかに市長に届けなければならない。

（公園愛護会の解散）

第19条 公園愛護会を解散しようとするときは、公園愛護会解散届（第9号様式）を市長に提出するものとする。

（公園愛護会の活動に関する指導等）

第20条 市長は、公園愛護会の活動に関し、必要な指導、助言又は援助をすることができる。

（公園愛護会の活動の実施）

第21条 公園愛護会の活動は、会員自らが実施し、第三者に委託をしないものとする。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（見直し）

2 市長は、この要綱の施行後3年以内に、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行し、平成21年度の予算に係る報償金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1（第 1 1 条関係）

適正維持管理プラン	都市公園等の面積割	管 理 区 分		
		広場部分のみ	植樹帯部分	低木の ^{せん} 剪定
	1, 000 m ² 未満	15, 000 円	15, 000 円	15, 000 円
	1, 000 m ² 以上 5, 000 m ² 未満	18, 000 円	18, 000 円	18, 000 円
	5, 000 m ² 以上 10, 000 m ² 未満	20, 000 円	20, 000 円	20, 000 円
	10, 000 m ² 以上	22, 000 円	22, 000 円 (公園外周) 22, 000 円 (園内植帯帯)	24, 000 円
報償金の額は、都市公園等の面積に応じ、それぞれの管理区分の金額を加算したものとする。 ただし、スポーツ教室等が開催される公園の報償金については、広場部分の報償金の額の 2 倍に相当する額とする。				

別表第 2（第 1 1 条関係）

公園活動充実プラン	都市公園等の面積割	5, 000 m ² 未満	5, 000 m ² 以上 10, 000 m ² 未満	10, 000 m ² 以上
	金 額	30, 000 円	35, 000 円	40, 000 円
	公園愛護思想の普及啓発に係る報償金 年額 60, 000 円以内			
	報償金の額は、都市公園等の面積割の額に、公園愛護思想の普及啓発に係る報償金の額を加算したものとする。 ただし、大塚公園、本地ヶ原公園、印場中央公園の報償金については、別表第 1 適正維持管理プランの都市公園等の面積割による植樹帯部分（公園外周）の報償金の額を加算したものとする。 また、スポーツ教室等が開催される公園の報償金については、別表第 1 適正維持管理プランの都市公園等の面積割による広場部分の報償金の額を加算したものとする。			

第 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

公園愛護会設立申請書

尾張旭市長 殿

申請者
住 所
氏 名

下記のとおり、公園愛護会を設立し、活動したいので、尾張旭市公園愛護会活動推進事業実施要綱第 8 条の規定により申請します。

記

- 1 公園愛護会名称
- 2 都市公園等の名称

第2号様式（第8条関係）

公園愛護会会員名簿

[illegible]

第 3 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

公園愛護会活動承認書

様

尾張旭市長

印

年 月 日付けの申請については、尾張旭市公園愛護会活動推進
事業実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 公園愛護会名称

2 都市公園等の名称

3 承認年月日

年 月 日

年 月 日

尾張旭市長 殿

都市公園等の名称_____

愛護会名

会 長

記

管理区分 広場部分のみ・植樹帯部分(外周・園内植樹帯)・低木の^{せん}剪定

公園活動充実プラン

※ 維持管理方法を選択し、○で囲んでください。

(1) 清掃・除草・^{せん}剪定

[illegible]

第4号様式（第10条関係）その2

(2) 公園愛護思想の普及啓発

年 月 日

尾張旭市長 殿

公 園 名 _____

愛護会名

会 長

記

1 清掃・除草・^{せん}剪定

[illegible]

第5号様式（第13条関係）その2

2 公園愛護思想の普及啓発

※ 領収書及び活動写真を添付してください。

第 6 号様式（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

公園愛護会活動報償金交付決定通知書

様

尾張旭市長

印

年 月 日付けの報告により、下記のとおり報償金の交付を決定しましたので、尾張旭市公園愛護会活動推進事業実施要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

公園愛護会活動報償金交付額

円

第 7 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

公園愛護会活動報償金請求書

尾張旭市長 殿

都市公園等の名称 _____

愛護会名 _____

会長 住所 _____

氏名 _____ 印

尾張旭市公園愛護会活動推進事業実施要綱第 1 3 条の規定により、公園愛護会活動報償金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円

2 振 込 先

振込先金融機関	銀 行 信用金庫 農 協
本・支 店 名	本店 支店
預 金 種 目	当 座 ・ 普 通
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

第 8 号様式（第 1 8 条関係）

年 月 日

公園愛護会承認事項変更届

尾張旭市長 殿

都市公園等の名称 _____

愛護会名 _____

会 長 _____

下記のとおり承認事項を変更しましたので、尾張旭市公園愛護会活動推進事業実施要綱第 1 8 条の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

	氏 名	住 所	連 絡 先
会 長			
副会長			

第 9 号様式（第 19 条関係）

年 月 日

公園愛護会解散届

尾張旭市長 殿

都市公園等の名称 _____

愛護会名 _____

会 長 _____

下記のとおり愛護会を解散しますので、尾張旭市公園愛護会活動推進事業実施要綱第 19 条の規定により届け出ます。

記

1 解散年月日

年 月 日

2 都市公園等の名称

3 解散理由